（安全な運転のための確認等及び乗務記録）

第五十一条の二十二　自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行つた旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2　自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認を行つた旨を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

3　自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、前二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。

4　（略）

第五十一条の二十三～第五十一条の三十一　（略）

（自動車事故報告規則の一部改正）

第二条　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。 一～七　（略） 八　酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）無免許運転（同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。）大型自動車等無資格運転（同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第百十七条の二第一項第三号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの 九～十五　（略）	（定義） **第二条**　この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。 一～七　（略） 八　酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）無免許運転（同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。）大型自動車等無資格運転（同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第百十七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの 九～十五　（略）
附　則 （施行期日） **第一条**　この省令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。 （経過措置） **第二条**　この省令による改正後の道路運送法施行規則（以下「新規則」という。）第五十一条の十七第三項第七号の規定の適用については、当分の間、同号中「から第三項まで」とあるのは「及び第二項」と、「保存し、並びにアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。同項において同じ。）を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。 2　新規則第五十一条の二十二第三項の規定は、当分の間、適用しない。 （国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正） **第三条**　国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。	
改正後	改正前
（申請書に添付する書類） **第五条**　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～六　（略）	（申請書に添付する書類） **第五条**　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～六　（略）

（安全な運転のための確認等及び乗務記録）

第五十一条の十八　自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行つた旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

（新設）

2　（略）

第五十一条の十九～第五十一条の二十七　（略）